

「紹介料モデル」サービス業務委託規約

第1条（用語の定義）

この「紹介料モデル」サービス業務委託規約」（以下「本規約」といいます）における用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 本契約

提携当事者と株式会社ウェルネス医療情報センター（以下「弊社」といいます）との間で成立する「紹介料モデル」サービス業務委託規約」をいいます。

(2) 提携当事者

弊社と本契約を締結する医療機関を運営する法人又は個人をいいます。

(3) 提携医療機関

提携当事者が運営する医療機関であって、本契約における弊社の受託業務の対象となるものをいいます。

(4) 健康診断

健康状態を評価し健康の維持や疾患の予防又は早期発見に役立てることを目的とした診察及び各種検査をいい、人間ドック（日帰り・通院・宿泊）、脳ドック、PET 検診、乳がん検診、専門・特殊ドック、がんリスク検査等を含みます。

(5) ウェルネス人間ドック PET 紹介・予約等サービス

弊社と弊社の顧客（保険会社、健康保険組合等。以下「弊社顧客」といいます）間の契約に基づき、弊社が、弊社顧客に対して、提供する次の各号のサービスをいいます。

- ① 弊社顧客に代わり、弊社顧客の顧客等（以下「受診者」といいます）に対し、場所、受診日、健康診断内容その他の受診者の希望条件を満たす提携医療機関の紹介をするサービス（以下「紹介サービス」といいます）。
- ② 紹介サービスにより受診者が当該提携医療機関における健康診断を希望したときに、弊社顧客に代わり、受診者の当該提携医療機関への健康診断予約を行うサービス（以下「健診予約代行サービス」といいます）。
- ③ 健診予約代行サービスによる予約に基づく受診者の健康診断について、弊社顧客に代わり、健康診断を実施した提携医療機関に対し、当該健康診断の料金の全部又は一部を支払う差額精算サービス（以下「健診料金支払代行サービス」といいます）。個々の弊社顧客と弊社間の合意により、健診料金支払代行サービスにおける弊社による支払代行額が決まります。

第2条（本契約の成立及び適用）

本契約は、次の各号の手続が全て完了した時点で成立します。

- (1) 本契約申込希望者（本契約の申込みを希望する、医療機関を運営する法人又は個人をいいます。以下同じです）が、弊社指定のサイトの情報登録フォーム（以下「情報登録フォーム」といいます）に、提携医療機関の情報及び本契約の内容に関する情報を入力の上、弊社に当該情報を送信する。

- (2) 本契約申込希望者が、弊社指定のサイト上で本規約への同意をする。
 - (3) 本契約申込希望者が、弊社に対し、弊社指定のサイト上で本契約の申込みをする。
 - (4) 弊社が、上記(3)の申込みをした本契約申込希望者の情報登録フォーム入力内容を確認の上、本契約の申込みの承諾を決定した場合に、本契約申込希望者に対し、本契約申込みを承諾する旨の通知をする。
- 2 本契約の申込を承諾するか否かは、弊社の裁量によるものとします。
 - 3 本契約が成立した時点で、本規約の内容は、本契約の内容として、提携当事者と弊社に適用されます。本契約の具体的内容は、提携当事者が情報登録フォームで入力した本契約の内容に関する情報及び本規約により構成されます。

第3条 (健康診断に係る営業活動業務委託)

提携当事者は、弊社に対し、提携当事者が本契約申込の時点で情報登録フォームにおいて入力した提携医療機関における健康診断（以下「対象健康診断」といいます）に関する営業活動業務及びこれに付随する業務（以下総称して「本件業務」といいます）を委託し、弊社はこれを受託します。

第4条 (本件業務の内容)

弊社は、本件業務として、次の各号記載の業務を行います。

- (1) 紹介サービスとして、弊社が弊社顧客に代わり受診者に対し提携医療機関を紹介する場合、弊社は受診者に対し、第5条第1項で定義する登録情報の内容を紹介します。（以下「紹介業務」といいます）
- (2) 前号の紹介業務履行の結果、健診予約代行サービスに基づき弊社が行う、提携医療機関における受診者の健康診断予約代行（以下「健康診断予約代行業務」といいます）を、提携医療機関は受け付けます。
- (3) 前号の健康診断予約代行業務履行の結果、健診料金支払代行サービスに基づき弊社が行う提携医療機関への受診者の受診に関する健康診断料金の全部又は一部の支払代行（以下「健診料金支払代行業務」といいます）を、提携医療機関は受領します。

弊社は、提携医療機関に対し、次の各号の情報（次の各号の情報が更新又は追加された場合も含みます）をFAXで通知します。

- ① 健診料金支払代行サービスの適用対象となる弊社顧客名
 - ② 上記①の弊社顧客が指定する受診者（以下「差額精算対象者」といいます）の健康診断料金に関し、弊社が健診料金支払代行を行う額
- 2 前項に関わらず、提携当事者が本契約申込時点の第2条第1項第1号の情報入力において、前項第3号の差額精算の提携内容を希望していない場合には、本件業務から前項第3号の内容は除外されます。

第5条 (登録情報の変更、追加又は削除)

提携当事者が本契約申込みの段階で入力した、情報登録フォーム上の提携医療機関に関する情報は、本契約成立後、本契約における提携医療機関に関する登録情報（以下「登

録情報」といいます) となります。

- 2 本契約成立後、提携当事者は、弊社指定のサイトにログインして、いつでも、登録情報の内容を確認することができます。
- 3 本契約成立後、提携当事者が登録情報の変更又は追加を希望する場合は、提携当事者が弊社へ変更又は追加の希望連絡のうえ、弊社指定のサイトにログインし登録情報の変更又は追加情報の入力を行い、当該入力に対する弊社の承認をもって変更又は追加が確定するものとします。
- 4 提携当事者は、前項の手続を経ずに、提携医療機関につき登録情報の内容と異なる運営を行わないものとします。ただし、受診者の要望等により健康診断内容の追加変更等があった場合は柔軟に対応できるものとする。

第6条 (紹介業務)

弊社は、紹介業務の履行として受診者に対し対象健康診断を紹介する際、第5条第1項で定義する登録情報の内容を紹介します。

- 2 紹介業務は、弊社サービスにおいて、受診者に対し場所、受診日、健康診断内容その他の受診者の希望条件を満たす対象健康診断を紹介する業務であり、本契約成立により、受診者の対象健康診断受診を保証するものではありません。

第7条 (健康診断予約代行業務)

弊社は健康診断予約代行業務の履行として提携医療機関に電話又はFAXで連絡し、受診内容、予約日時その他の健康診断実施に必要な事項を決定します。

- 2 弊社は、前項の決定後、受診者に対し、次の各号の事項が記載された予約チケットを送付します(受診者は、提携医療機関での健康診断受診の際、当該予約チケットを提携医療機関に提出します。)

- ① 前項で決定した事項
 - ② 受診料金(提携医療機関における割引金額が設定されている場合は、割引金額を差し引いた金額)
 - ③ 当該受診者が差額精算対象者である場合、受診後に当該受診者が提携医療機関窓口で支払う受診料金の額
- 3 弊社は、第1項の決定後、提携医療機関に対し、次の各号の事項が記載された予約依頼票(以下「予約依頼票」といいます)をFAXで通知します。
 - (1) 前項の①～③の内容
 - (2) 当該受診者が差額精算対象者である場合、弊社が健診料金支払代行を行う額
 - 4 前三項と異なる方法で健康診断予約代行を行う必要がある場合、その代行予約に先立ち、弊社及び提携医療機関は協議の上書面でその方法を定めるものとします。
 - 5 弊社は、受診者の個人データ(第12条第1項で定義するものをいいます)のうち提携医療機関の健康診断予約に必要となる範囲に限り、提携医療機関と弊社とで共同で使用することを当該受診者に明らかにし、その同意を得るものとします。
 - 6 健康診断予約代行にあたり、弊社は、提携当事者に対し、提携医療機関への予約をする義務を負いません。

第8条 (健診料金支払代行業務)

健診料金支払代行業務の履行に関する具体的な手順は、次の各号のとおりです。

- (1) 提携医療機関は、特定の月に差額精算対象者に実施した健康診断につき、当該差額精算対象者の予約依頼票に記載された弊社が健診料金支払代行を行う額を当該特定の月の末日で締め、翌月10日までに弊社に請求書が到達するように請求書を発送します。
- (2) 弊社は、前号の請求書を受領した日を含む月の翌々月末日までに、提携当事者が指定する金融機関口座に振り込む方法で、請求書記載の金額を健診料金支払代行業務の履行として支払い(振込手数料は弊社の負担)、提携当事者はこれを受領します。
- 2 前項と異なる方法で健診料金支払代行を行う必要がある場合、その支払代行に先立ち、弊社及び提携医療機関は協議の上書面でその方法を定めるものとします。
- 3 健診料金支払代行業務は、弊社が、弊社顧客に代わり提携医療機関に対し当該健康診断の料金の全部又は一部を支払うものであり、弊社は、提携当事者に対し、差額精算対象者の健診料金の全部又は一部の支払義務を負いません。

第9条 (委託手数料及びその支払い)

提携当事者は、弊社に対し、本件業務の対価(以下「委託手数料」といいます)として、下記の金員を支払います。

記

紹介業務及び健康診断予約代行業務の履行の結果、受診者が提携医療機関で受診した対象健康診断毎に定めた委託手数料(消費税込み)。

- 2 弊社は、受診者が提携医療機関で受診した対象健康診断を毎月末日で締め、当月の委託手数料を算定した上、翌月10日までに提携当事者に請求書が到達するように、委託手数料の請求書を発送します。
- 3 提携当事者は、前項の請求書を受領した日を含む月の翌月末日までに、下記の金融機関口座に振り込む方法で、委託手数料を支払います(振込手数料は提携当事者の負担となります)。

記

三井住友銀行 小石川支店
口座種類 普通
口座番号 3796154
口座名義 株式会社ウェルネス医療情報センター
(カブシキガイシャウェルネスイリョウジョウホウセンター)

- 4 前項と異なる方法で委託手数料支払を行う必要がある場合、その支払に先立ち、弊社及び提携医療機関は協議の上書面でその方法を定めるものとします。

第10条 (契約期間)

本契約の契約期間は、本契約の成立日から1年間となります。

- 2 本契約の契約期間満了の3ヶ月前までに提携当事者又は弊社のいずれからも書面（電子メールも含みます）による本契約を更新しない旨の申し出がない場合は、本契約は同内容で1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

第11条（免責）

弊社が紹介業務及び健康診断予約代行業務を行った受診者と提携当事者との間の紛争又はトラブルについて、弊社は一切責任を負いません。

- 2 前項の紛争又はトラブルについて、弊社は、当該受診者又は提携当事者のいずれの立場からも、交渉や連絡を一切行いません。

第12条（個人情報保護の取扱い）

提携当事者及び弊社は、本契約において相手方より提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律で定義する個人情報をいいます）ないし個人データ（個人情報の保護に関する法律で定義する個人データをいいます。以下総称して「個人情報等」といいます。）につき、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、個人情報の保護に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び個人情報保護委員会が制定するガイドラインを遵守するものとし、

- 2 提携当事者及び弊社は、内部に個人情報保護管理者（以下「管理者」といいます）を設置する等前項の管理を行うために必要な措置を講ずるものとし、
- 3 提携当事者及び弊社は、本契約において相手方より提供を受けた個人情報等を相手方の事前の承認を得ないで他者に開示、預託及び提供してはいけません。また、当該個人情報等を、受診者の健康診断の実施、当該健康診断結果報告又は本契約における義務の履行若しくは権利の行使以外の目的のために使用してはいけません。
- 4 提携当事者又は弊社において、相手方より提供を受けた個人情報等の漏洩等の事故が発生したときは、直ちに相手方に報告し、相手方の指示に従うものとし、
- 5 前項の場合、個人情報等の提供をした相手方は直ちに本契約を解除することができるものとし、また、前項の場合に相手方に損害を与えた場合には、他方当事者は、当該相手方が実際に被った直接かつ通常の損害の範囲に限り賠償責任を負うものとし、なお、当該賠償の方法については、提携当事者と弊社の協議のうえ定めるものとし、
- 6 提携当事者及び弊社は、本契約が終了した後も、個人情報等に関して守秘義務を負うものとし、

第13条（機密保持）

提携当事者及び弊社は、次に掲げる情報（以下「機密情報」といいます）について、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩をしないものとし、かつ、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく本契約における義務の履行又は権利の行使の目的以外に利用しないものとし、

- (1) 本契約の内容
- (2) 本契約に関連して相手方から開示を受けた技術上、営業上その他一切の情報

- 2 機密情報が次のいずれかに該当する場合、当該情報については前項の規定は適用されないものとします。
- (1) 開示を受けたときに既に公知である情報又は開示を受けた後に自己の責によらず公知となった情報
 - (2) 開示を受ける前から自己が適法に保有している情報
 - (3) 第三者から守秘義務を負わず適法に入手した情報
 - (4) 相手方の機密情報を使用又は参照することなく独自に開発した情報
- 3 提携当事者及び弊社は、裁判所の命令その他国家機関の命令又は法令等に基づく強制的な処分により相手方の機密情報を開示する場合、相手方に対してその旨を事前(やむを得ない場合は事後)に通知したときは、第1項の適用を受けないものとします。

第14条 (譲渡等の禁止)

提携当事者及び弊社は、本契約上の地位又は本契約から生じた権利及び義務の一部又は全部を、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはいけません。

第15条 (契約解除)

提携当事者及び弊社は、相手方が次の各号の一に該当し、相当な期間を定めてその履行又は是正を催告したにもかかわらず相手方が当該期間内に履行又は是正をしなかった場合は、本契約を解除することができます。ただし、この場合の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じるものとします。

- (1) 本契約に基づく債務の履行を怠ったとき
 - (2) 本契約に定める各条項のいずれかに違反したとき
- 2 提携当事者及び弊社は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができます。ただし、この場合の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じるものとします。
- (1) 支払の停止又は債務超過になったとき
 - (2) 破産手続開始、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき
 - (5) 営業廃止若しくは停止又は解散、事業譲渡の決議をしたとき
 - (6) 著しい背信行為があったとき
 - (7) 財政状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (8) 提携当事者につき、本契約が適用される健康診断又は本契約の履行を適切に行えないと弊社が判断したとき
 - (9) その他前各号に準ずる事由があったとき
- 3 提携当事者及び弊社は、解除とともに、又は解除をせずに、相手方が前二項の各号の一に該当した結果生じた損害につき、相手方に対して損害賠償請求を行うことができるものとします。

第16条（反社会的勢力排除）

提携当事者及び弊社は、現在又は将来にわたって、自ら（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者、勤務する従業員を含みます。以下同じです）が次の各号の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力等」といいます）のいずれにも該当しないことを表明しこれを保証します。

- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - (6) 特殊知能暴力集団
 - (7) その他前各号に準ずる者又はその構成員
- 2 提携当事者及び弊社は、現在又は将来にわたって、自らが、反社会的勢力等と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明しこれを保証します。
- (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - (3) 反社会的勢力等に対して反社会的勢力等の活動等を助長し、又は反社会的勢力等の運営に資することとなることの情を知って資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に関わる債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合には、本号から除外されます。
 - (4) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 提携当事者及び弊社は、自ら又は第三者を利用して、本契約に関し次の各号のいずれの行為も行わないことを表明しこれを保証します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 取引に関して脅迫的言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (3) 自らが反社会的勢力等である旨を伝え又は関係団体もしくは関係者が反社会的勢力等である旨を伝える行為
 - (4) 風説の流布、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 提携当事者及び弊社は、相手方（相手方が第三者に業務の再委託等を行っている場合は当該第三者を含み、再委託等が数次にわたる場合はその全てを含みます）が前三項のいずれかに違反した場合は、相手方に対して何らの催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに、直ちに本契約を解除することができるものとします。ただし、この場合の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じるものとします。
- 5 提携当事者及び弊社は、前項に基づき相手方より本契約を解除された場合、当該相手方に生じた損害を賠償しなければなりません。
- 6 第4項により本契約を解除した当事者は、解除された相手方に対し、損害賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第17条（不可効力の免責）

天災地変等の不可抗力により、提携当事者又は弊社に本契約上の債務の履行遅滞又は不履行が生じ、これによって相手方が損害を被っても、提携当事者又は弊社はその責任を負いません。

第18条（信義誠実の原則）

提携当事者及び弊社は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行するものとします。

2 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方で信義誠実の原則に従って協議するものとします。

第19条（存続条項）

本契約が終了した後も、第11条から第14条、第15条第3項、第16条の第5項及び第6項、本条及び第20条は、なお効力を有するものとします。

第20条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とします。

2 本契約に関連して、提携当事者と弊社との間において紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。